



日本公認会計士協会

The Japanese Institute of Certified Public Accountants.

年金資産の消失事案を受けての 監査及び会計の専門家としての提言

日本公認会計士協会

平成24年5月

はじめに

日本公認会計士協会では、最近の新聞等で報道されている投資顧問会社と投資一任契約を結んだ年金基金に関する年金資産の消失事案を契機として、監査及び会計の専門家として、監査業務等を通じて再発防止に寄与できるような方策について検討※を行い、以下の提言を行うこととした。

- 提言 1 年金基金の財務諸表（年金経理及び業務経理）の会計監査の活用
- 提言 2 私募ファンドの監査又は監査報告書の確認
- 提言 3 投資一任先の会計監査の実施
- 提言 4 年金資産の運用に係る検証及び内部統制報告の利用

年金資産を取り巻く様々な財務報告（決算報告）が、透明性をもって信頼がおけるものとするために、公認会計士等による監査が一層活用されることが望まれる。それはまた、企業年金関係者の受託者責任の遂行と加入者等の保護にも資するものとする。

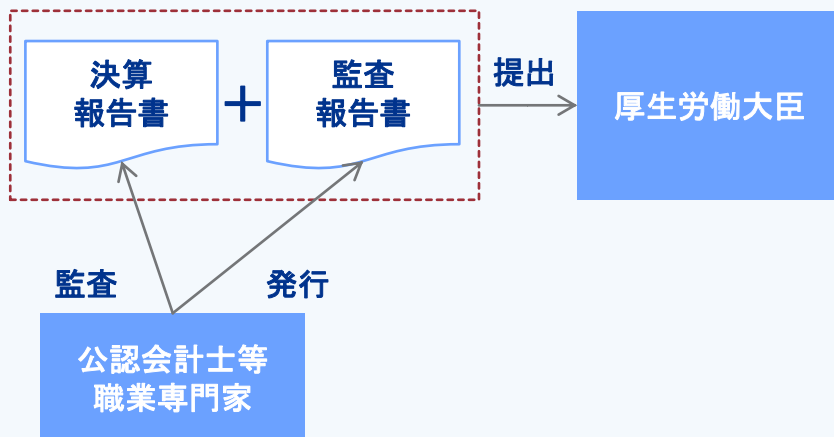
なお、次頁以降に提言の詳細とQ&Aを用意しているので参照されたい。

※ 日本公認会計士協会では、今般、年金資産の運用方法や運用委託先の業務について研究し「年金資産の運用に関連する会計監査業務等の状況に係る研究報告」を公表する予定である。

提言 1 年金基金の財務諸表（年金経理及び業務経理）の会計監査の活用

年金基金※の理事等が、年金資産の運用や基金運営の結果についての説明責任を果たす観点から、決算報告書（財務諸表）について、公認会計士等による会計監査を活用することが有効と考える。

これにより、開示情報の信頼性の確保が図られ、加入者等の保護にも資するものと考えられる（研究報告3(1)①参照）。



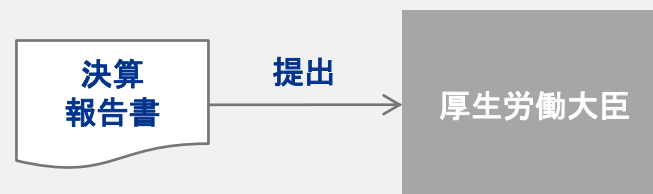
※ 多額の年金資産の運用を行っている基金（独立した法形態を取るもの）には国民年金基金（自営業者等が国民年金に上乘せする制度）がある。これについても基金の決算報告書について会計監査を活用することが望まれる。

Question 1

当社は〇〇年金基金に加入しています。毎年1回、基金の決算報告がきますが、年金基金の決算報告は誰が監査しているのですか？

Answer

厚生年金基金、確定給付企業年金基金は、厚生労働省令の定めるところにより、決算報告書等に監事の意見をつけて、代議員会の議決を得た後、厚生労働大臣に提出しなければならないとされていますが、公認会計士等の職業専門家による会計監査は実施されていません。



提言2 私募ファンドの監査又は監査報告書の確認（その1）

年金資産の運用商品は、制度的に公認会計士等の会計監査の対象となっていないものもある。

年金基金の理事等が運用商品に係る決算報告を利用する際に、公認会計士等による会計監査を活用することが有効と考える（研究報告3(1)②参照）。

年金資産の運用商品に対する会計監査

委託先	契約形態	運用形態	運用商品	監査の活用が考えられる商品
信託銀行	年金信託契約		合同運用口（株式、国債、社債、外貨建資産…）	合同運用口、私募投信※
	年金特定金銭信託契約		株式、債券、投資信託、海外籍ファンドなど	
生命保険会社	団体年金保険	一般勘定	厚生年金基金保険、確定給付企業年金保険など	生命保険会社の会計監査の対象に含まれている
		特別勘定（第一特約：合同運用）		
		特別勘定（第二特約：個別運用）		
投資顧問会社	投資一任契約	年金特金契約により信託銀行に口座を設ける	株式、債券、投資信託、海外籍ファンドなど	私募投信※
自家運用	—	年金基金が直接投資	株式、債券、投資信託など	同上

※ 私募投信を含むさまざまなファンドでは、法形態によって会計監査が要請されているものもある。監査が未実施の場合は、任意監査の実施が必要と考えられる。

Question 2

年金基金の年金資産はどこでどのように運用されているのですか？また、それぞれの運用委託先からの運用報告は公認会計士等に監査されているのでしょうか？

Answer

年金基金の年金資産は、

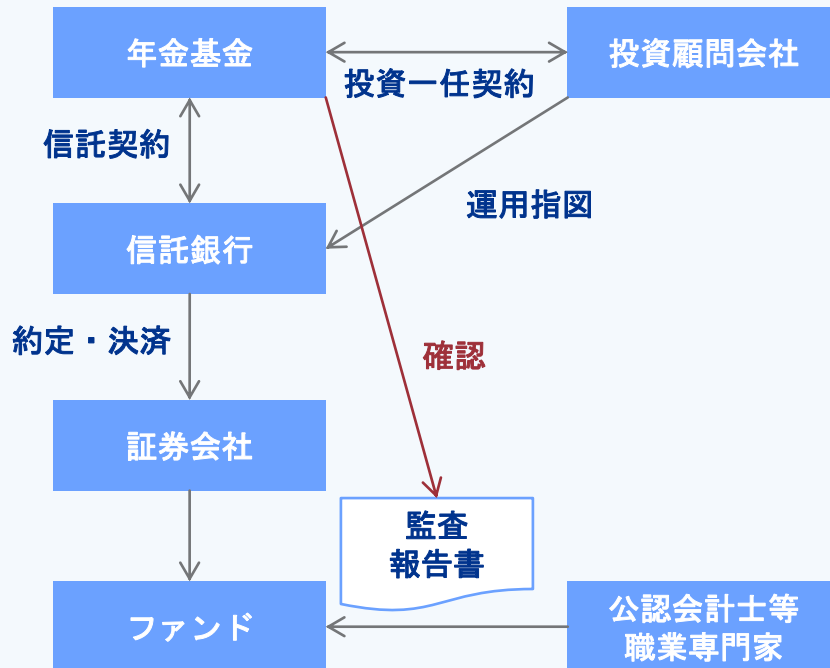
- 信託銀行の年金信託契約による運用（公社債や株式等の合同運用）
- 生命保険会社の団体年金保険による運用
- 投資顧問会社への投資一任契約による運用（信託銀行に口座開設が必要です。）
- 自家運用

などにより運用され、委託先から運用資産の状況と成果について報告されています。

運用資産は、必ずしもすべてが会計監査の対象とされているわけではありません。

提言2 私募ファンドの監査又は監査報告書の確認（その2）

年金資産の運用先の私募ファンドについて公認会計士等の監査報告書を確認する、また、監査されていない場合には任意監査を求めることが考えられる。ただし、開示制度等が整備されていない諸外国の任意監査に関しては、利用者への開示方法について注意が払われる必要があると考えられる（研究報告3(1)②参照）。

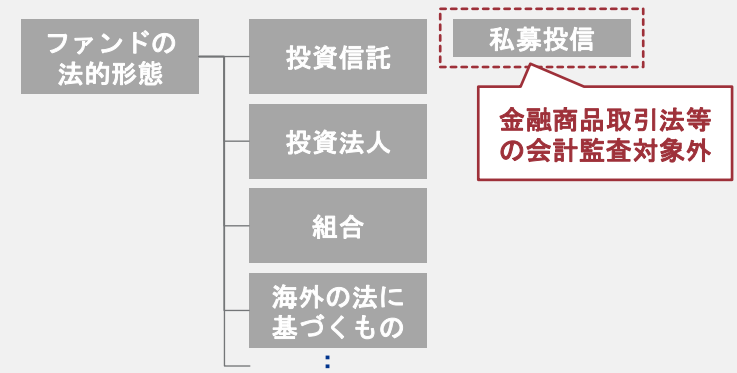


Question 2 — 2

投資顧問会社に一任している投資運用資産には私募投信（ファンド）があると聞きました。これは誰が監査しているのでしょうか？

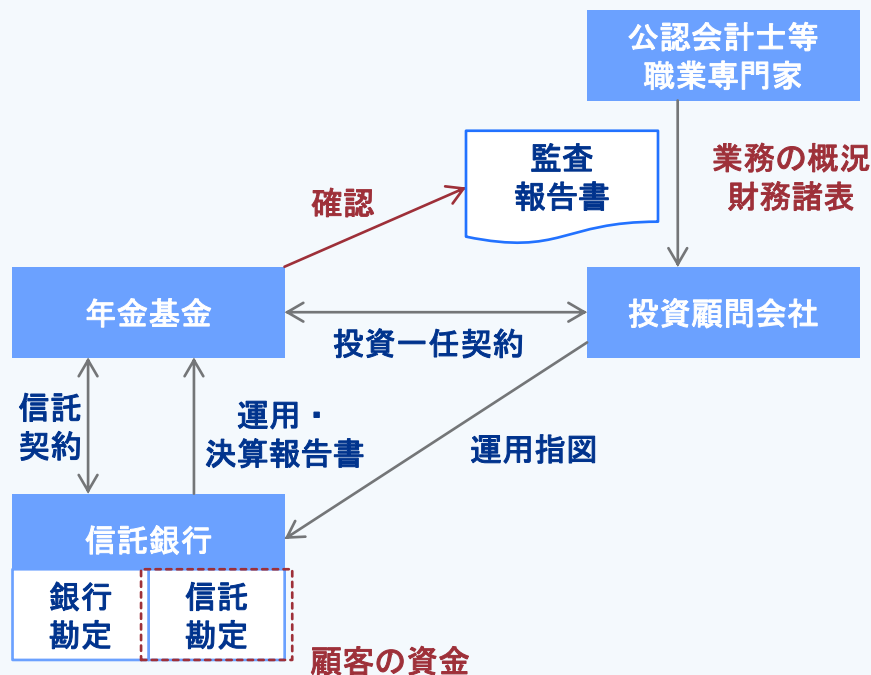
Answer

ファンドとは、投資家から出資を募り、投資を行い、利益を分配する仕組みの総称であり、投資信託（私募投信を含む。）はその一つです。ファンドの法的形態には、投資信託のほか、投資法人、組合等や、海外の法に基づくものもあります。私募投信は少数あるいは特定の機関投資家のみを対象とした投資信託であり、顧客のニーズにあった商品設計が可能である一方、金融商品取引法等の会計監査の対象とはなっていません。



提言3 投資一任先の会計監査の実施

多額の運用資産を投資一任している場合には、年金基金の理事等はその責任遂行のために、投資顧問会社の事業報告書に記載されている業務の概況（運用成果など）を把握することが必要である。その際、投資顧問会社の財務諸表に公認会計士等の監査証明が付されていれば、信頼性が高まるものとする（研究報告3(1)③参照）。



Question 3

今般の事案では、投資顧問会社が公表していた年金資産の運用成果が、ほぼ嘘だったということですが、投資顧問会社を会計監査していれば、嘘を公表できないのではないですか？

Answer

投資顧問会社の発行する株式や募集する公募投信が金融商品取引法又は会社法の監査の規定に該当しない場合には、投資顧問会社への法定監査の適用はありません。

投資顧問会社は、運用成果を定期的に信託銀行や年金基金に報告しますが、年金資産を直接預かるものではないため、たとえ会計監査を実施しても、運用資産に対する会計監査という観点では直接的ではありません。

投資顧問会社

法定監査が適用されない会社もある

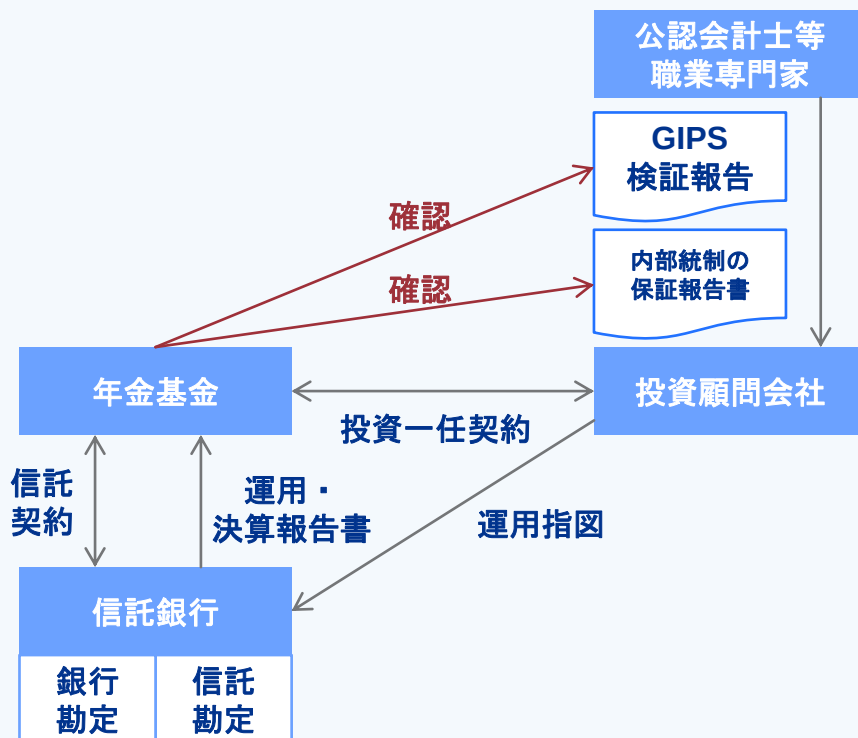
年金資産

年金基金が拠出した資産は、投資顧問会社にはない

提言 4 年金資産の運用に係る検証及び内部統制報告の利用

年金基金の理事等は、投資顧問会社に投資一任する際に、GIPS基準に準拠した表明について公認会計士等の検証を受けているかどうかを確認することは有効と考えられる（研究報告3(2)①参照）。

また、投資顧問会社が資産運用業務について、公認会計士等による保証報告書を受領しているかどうかを確認することを、年金基金の委託先会社の管理の指針にすることも有効と考える（同3(2)②参照）。



Question 4

年金基金の決算書は公認会計士の監査を受けていないということを知りましたが、会計監査以外に、年金基金の年金資産の状況について信頼性を確保するためには、どのような方法があるのでしょうか？

Answer

例えば、年金基金の資産運用を委託している金融機関が公表する投資運用の成果の報告について、グローバル投資パフォーマンス基準（GIPS基準）準拠の検証業務を利用するという方法があります。また、年金基金の資産の受託業務に係る内部統制の保証報告書を利用するという方法があります。いずれも年金資産の実在性及び評価の妥当性を直接確認するものではありませんが、年金資産運用の委託先（投資顧問会社）の内部統制や成果の公表に係る体制について理解することに役立つものと考えられます。

おわりに

本提言は、年金資産の運用に関して、既に行われている公認会計士による監査又は内部統制の検証業務を明らかにし、年金基金の理事等をはじめとする関係者の理解の促進を図ることを目的としている。

本件事案の再発防止に資するためには、直ちに関係法令の整備を求めるものではないが、種々の局面で公認会計士の監査又は検証業務を活用されることを提案するものである。

公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを使命としている（公認会計士法第1条）。



日本公認会計士協会

The Japanese Institute of Certified Public Accountants.

Contact

日本公認会計士協会

www.hp.jicpa.or.jp